

令和元年台風第19号による被災者に係る 対応について

(1) 対応状況

協会けんぽでは、令和元年台風第19号に伴う災害救助法の適用市町村の被災者に対して、以下の費用負担等の措置を実施している。（※令和元年11月22日時点）

事項	内容	R1/10/12	R2/1/31	R2/2/10
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を令和2年1月31日まで行う。	→		
任意継続保険料の納付猶予	被保険者からの申出に基づき、令和元年11月分（納付期限11月11日）、令和元年12月分（納付期限12月10日）及び令和2年1月分（納付期限1月10日）の保険料の納付を令和2年2月10日まで猶予する。	→		

[長野支部] ※令和元年11月25日現在
対象市町村在住の2,549名に案内送付したところ、5名から猶予申出がありました。

その他

- ①被災された加入者の皆さまが被保険者証を紛失された場合には、申請に応じ速やかに再交付を行っています。
- ②被災された加入者の皆さまから給付費等の申請があった場合は、速やかに審査のうえ、お支払いを行っています。

(2) 令和元年台風第19号における災害救助法適用市町村 (※令和元年11月1日時点)

	自治体名	区	市	町	村	計
1	岩手県	0	6	5	3	14
2	宮城県	0	14	20	1	35
3	福島県	0	13	30	12	55
4	茨城県	0	24	6	0	30
5	栃木県	0	13	8	0	21
6	群馬県	0	12	13	5	30
7	埼玉県	0	29	18	1	48
8	千葉県	0	25	15	1	41
9	東京都	7	17	4	1	29
10	神奈川県	0	11	7	1	19
11	新潟県	0	3	0	0	3
12	山梨県	0	10	6	4	20
13	長野県	0	16	13	14	43
14	静岡県	0	1	1	0	2
14 都県合計		7	194	146	43	390

[長野県内の対象地域]長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、木曾町、麻績村、生坂村、筑北村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村

※上記市町村のうち、千葉県の25市15町1村、東京都の1町については、令和元年台風第15号において災害救助法が適用された地域であり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあり、継続的に救助を必要としていることから、台風第19号においても災害救助法が適用された市町村。

